～東山霊園合葬墓への改葬のご案内～

郡山市外の墓地から合葬墓へ改葬する場合

① 現在の墓地がある市町村に、改葬許可の申請方法を確認してください。市町村によって必要書類等が異なります。

↓

② 現在の墓地の管理者（お寺の住職さんなど）から、合葬墓へ移したいお骨の埋葬・埋（収）蔵証明書をもらってください。
※証明書の様式は墓地がある市町村のもの、または墓地の管理者が発行したもので結構です。

↓

③ ②でもらった埋葬・埋（収）蔵証明書の写しとその他必要書類を添付して、環境政策課で東山霊園合葬墓の申し込みをしてください。内容に問題がなければ２週間程度で合葬墓使用許可書を発行します。
※その他必要書類は合葬墓利用のしおりで御確認ください。

↓

④ 現在の墓地がある市町村で改葬許可証を取得してください。
※改葬許可の申請は合葬墓の申請をする方が行ってください。
※市町村によっては、改葬許可の申請をする際に、③で取得する合葬墓使用許可書が必要ない場合もありますので、各市町村の窓口にお問い合わせください。

↓

⑤ 現在の墓地の管理者に改葬許可証を提示し、お骨を取り出してください。

↓

⑥ 東山霊園管理事務所に改葬許可証と合葬墓使用許可書を持参して納骨してください（事前にお電話での予約が必要です）。